

松戸市教育委員会会議録

令和4年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年10月定例会

開 会	令和4年10月12日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和4年10月12日 (水) 午前11時30分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	和座 一弘	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年10月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22		
2	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
3	学校教育部 部長	西川 康弘	24		
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26		
6	〃 専門監	壁 和宏	27		
7	〃 補佐	永淵 智幸	28		
8	〃 主幹	小河 孝紀	29		
9	〃 主事	生田 裕仁	30		
10	学務課 課長	石橋 聡	31		
11	〃 補佐	佐藤 道照	32		
12	〃 補佐	波多江 美奈子	33		
13	市立松戸高等学校 事務長	菊地 俊一	34		
14	スポーツ課 課長	塩路 猛	35		
15	〃 補佐	横田 雅一	36		
16	〃 主査	富永 陽子	37		
17	〃 主査	岡田 浩平	38		
18	社会教育課 課長	臼井 眞美	39		
19	〃 施設担当室長	飯沼 修	40		
20			41		
21			42		

令和4年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年10月12日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和4年10月定例教育委員会会議 議題目次

議 案

① 議案第25号

令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに
令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の
制定について (学務課) …p1

② 議案第26号

松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
(学務課) …p13

③ 議案第27号

「松戸市スポーツ推進計画」の策定について
(スポーツ課) …p16

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在4名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 それでは、会議に入る前に、残念ながら3週間ほど前に大きな事故があったことは、皆さんご存じだと思いますけれども、南朝芽さんについてですけれども、昨日の午前中に無事葬儀を終えることができました。本人の冥福をお祈りしたいと思っておりますので、冒頭、皆さんにご起立いただいて、黙禱をささげたいと思っております。

それでは、すみませんがご協力をお願いします。

(黙 禱)

教育長 ありがとうございます。着席ください。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和4年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を和座委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件となっております。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いします。よろしくお願います。

◎議案第25号

教育長職務代理者 議事の進行に際しまして、新型コロナウイルス感染症予防のため、適宜換気を行いますので、ご了承ください。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第25号「令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 学務課長の石橋です。よろしく申し上げます。

議案第25号「令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、千葉県教育委員会制定の令和4年度末及び令和5年度公立学校職員人事異動方針と、公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、松戸市立高等学校の人事異動方針、実施方策を制定すべきものです。

人事異動方針については、過日、県の人事異動方針が示されましたので、それに準じて策定しました。人事異動実施方策については、県の人事異動実施細目がまだ示されておられませんので、例年と同様、昨年度制定されたものに準じて策定しました。例年、県の人事異動実施細目は10月中旬に示されており、それを待って本市の実施方策を制定いたしますと、11月初旬の高校職員の異動希望調査票提出に日程的な余裕がなくなるため、今年もこの10月の教育委員会会議に提案させていただいております。

昨年度からの改正点と理由についてご説明いたします。お手元の資料8ページをご覧ください。

まず、人事異動方針の昨年度からの改正点は、年度表記のみで、内容的な改正はございません。県の人事異動方針では、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置及び再任用管理職について改正がありましたが、市立高校には当該配置は行われないため、反映しませんでした。

次に、人事異動実施方策の昨年度からの改正点は、年度表記と新規採用職員の配置換えの年限についての項目を加えた2点となります。市立高校に新規採用職員が配置されるようになって5年がたつため、千葉県の公立高等学校職員人事異動実施細目に準じて、この項目を新規に追加しました。これに伴い、それ以降の番号を繰り下げています。

具体的な改正点につきましては、資料6ページ、7ページの新旧対照表でご確認いただくようお願いいたします。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第25号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、質問等ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

7ページの新旧対照表の、今回新しく入ったところの2の(2)令和4年度末に新規採用以来5年勤続する教諭は全員配置換えを行うというのが新しく採用されておりますが、その上記の(1)は、新規というわけではないけれども、7年以上勤務する者は原籍学校、小学校、中学校、全員配置換えを行うという形で、ここの部分は7年で、新規の方は5年というのは、何かしら意図的なものがあるってこの5年というふうになっているのでしょうか。そのあたりを教えていただけるとありがたいです。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 配置換えにつきまして、高校籍の教諭は、県の方針に基づきますと、高校のほうでは10年と、それから義務教育の教諭は7年ということであります。こちらのほうの7年についても、県の方策にのっとったものでございます。ただ、新規採用者につきましては5年での異動ということになっております。こちらについても県の方策に従ってというものでございます。

以上でございます。

山形委員 県が5年、新規の者は5年と決めていらっしゃるというところで、その法律というか決まり、規則的には理解はできたのですが、現場レベルで5年ぐらいが適切なのかというか、教育現場が私たち一般市民は不理解なので、その5年とか7年とかと、そういう区切りみたいところで何かこう、少しイメージつくようなことを教えていただけるとありがたい

のですが、ありますでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 教育現場におきましては、やはり学校組織の活性化等、あと指導の一貫性等を踏まえて考えていきますと、やはりあまり早い周期での教員の入替えというものについては、それまでの指導の継続性等が進んでいかないために、3年以上はやはり同じところで一つというところがあるかと思えます。ただ、新規採用の職員に至りましては、やはり1校5年程度経験して、またその経験を基に次の学校に異動して、また新たな経験を積んでいくということで、比較的7年よりも早いサイクルで初めの教員につきましては異動して、様々経験を積んで、その後の教育指導に活かしていくというような意図があるのではないかというふうに現場では考えております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

私も専門職としていの中で、やっぱり最低3年ぐらいは同じところにいることというのと、逆に5年のスパンで異動できるというのも、新しい機会のチャンスになるのかなということを認知しました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。

今のところなんですけれども、(2)は「原則として」という言葉が入っていないんですが、ということは、これは例外なく配置換えをするということが県でもルールとして決まっているということになるのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 新規採用者につきましては、必ずというか、悉皆という形で5年で異動するような形になっております。

以上です。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと言葉の定義について教えていただきたいのですが。4ページと5ページなんですけれども、いわゆる学校職員と教諭等との関係なんですけれども、教諭は学校職員に入るわけですね。従って、教諭ではない学校職員というのは、どういう人たちですか。事務職員は除くわけですから、そうじゃない人で。

つまり5ページのところで、職種別の異動方策と書いてあって、1.で校長や教頭があって、

2で教諭・養護教諭とあるのですが、その2の(6)と(7)に、いきなりまた職員というのが出てくるんですね。ですから、この教諭・養護教諭の項目の中にまたいきなり職員というのが出てくるので、ちょっと何か違和感を感じるんですが。どういう人たちが対象になっているのかというのを、ちょっとはっきりと教えていただきたいのですが。

教育長職務代理者 所属する役職の単位を明確に教えていただきたいということですね。

伊藤委員 そうですね、この学校職員、これからは職員と全部言うところなんですけれども、学校職員というのは職員同じですよ。

教育長職務代理者 はい。

伊藤委員 職員の中に、当然教諭というのは入っていると思うんですが、同一というか、同じではなくて、職員の中に教諭ではない人が入っているのですか。

教育長職務代理者 事務職員でない方もほかにどなたかが入られるのかという。

伊藤委員 はい。そのまた5ページの2の教諭・養護教諭の項目の中に、(6)と(7)で、ここでまた職員が主語になっているので、この職員と教諭ではない……

伊藤委員 ちょっと分かりにくいので。

教育長職務代理者 ちょっとそのあたりのカテゴリーを分かりやすく教えていただけると。
学務課長、お願いします。

学務課長 こちらの方策、方針等に示されている学校職員につきましては、正式に任用されている職員と申しますか、これ以外には非常勤講師ですとか、臨時的任用講師、また部活動指導員など学校に勤務する職員はほかにもございますが、それとの区別という形での学校職員というような表記になっているところがございます。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、5ページのところで、兼務をすることであるとか、公募をするようなことについても記述があるんですけれども、これは教諭もちろん該当するし、教諭ではない非常勤職員の人とか、そういった人たちもこれに該当するというふうに理解してよろしいですか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 5ページの2の(6)のところの質問ということでございますか。

伊藤委員 はい。

学務課長 学校種の職員を兼務するということでしょうか。こちらの職員につきましては、これで正式に勤務されている職員ということになりますが。県費として任用されている職員の

内容になりますので、先ほどのそれ以外の非常勤講師等の会計年度の職員は別のものがございますので。

教育長職務代理者 お願いいたします。

学務課長 5ページの2の教諭、養護教諭等を合わせてその職員というような呼び方をしているということでございます。よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 伊藤委員、よろしいでしょうか。

教育長 いや、課長が最初に答えたのは、この職員というのは、ほかの非常勤職員とか講師とか、そういうものとは別物ですよというふうに答えたんです。だから、伊藤委員さんの質問への正しく言うとの的を射た答えではなかったというふうに思います。

この職員は最後の（7）までずっと意味は当然同じなんですけれども、要するに養護教諭とかほかの私たちが先生という教員に養護教諭等ほかのも含めた者ということで、非常勤とかは入っていないです。

伊藤委員 でも、養護教諭というのは2の中に教諭と養護教諭というのは入っていますよね。

だからこの2以下に書いてある（1）から（7）までは、教諭と養護教諭の人たちがそれぞれ対象になっているわけですよね。

教育長 そうです。ここにある例えば校長、教頭、教諭、養護教諭、そういうのを全部含めて職員と呼ぶと。

伊藤委員 校長、教頭も含めて職員ということですか。そうすると（6）と（7）については……

教育長 全部入っている。

伊藤委員 じゃ校長や教頭も入るということですか。

教育長 はい、そうです。

伊藤委員 そういう書き方ですか。

教育長 昔は、例えば教職員という書き方もしていたんです。それがいろんな誤解を生んだりしていたときがあったので、職員というふうに統一したということ。

伊藤委員 私の疑問は、職員イコール校長、教頭、教諭、養護教諭ではなくて、職員にはそれ以外にも教諭ではない、非常勤講師とかいった人たちも入っているのかなと思ったんです。

（「入ってない」の声あり）

教育長 この意味の中には入っていないです。

伊藤委員 入っていないんですか。じゃ、これはもう職員イコールなんですね。

教育長 ですから、違う言い方をすると、非常勤職員等には、この人事異動方針は適用されないとということ。

伊藤委員 該当しないんですか。そうか。何か分かりにくかったものですから。すみません、分かりました。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第26号

教育長職務代理者 次に、議案第26号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 議案第26号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

15ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらの改正前第19条の2(1)において、学年始め休業は4月1日から4月4日までと規定されております。そのため、本市の小学校及び中学校における第1学期の始業式は、4月5日と固定されておりました。このことにより、例えば4月1日が土曜日であった場合、3日の月曜日が新年度の初の出勤日となり、4日の火曜日と併せて2日間の準備で5日の始業式に臨むということがありました。

新年度のスタートであるため、異動してきた職員や新規採用者もおり、児童生徒理解の時

間を確保することが必須であり、また、慌ただしい中での準備となりますので、教職員の心身の疲労が蓄積されることも危惧されるところです。

お手元の資料15ページの改正後の第19条の2（1）の下線部のとおり規則改正することにより、4月1日から4日の期間中に日曜日及び土曜日がある場合、学年始め休業を1日延ばし、始業식을4月6日とすることで、準備期間を3日以上確保することとなります。年度始めで子供たちを迎え入れる準備を十分に確保する意味でも、有効な対応であると考えております。規則改正につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第26号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、質問等ございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、これは今のご説明だと、学年始めの、休業日を少なくとも3日間は確保したいと、それで、そのために1日延ばすという、そういうふうに理解していいわけですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 今、伊藤委員からのお話があったとおり、3日間を確保したいということでございます。

以上です。

伊藤委員 そうすると、土日が全く入らないときは4日間あるわけですね。

教育長職務代理者 そうですね。

伊藤委員 だから、本来ならば準備期間は4日あるのがいいけれども、もし今のままだと、土日が入ると2日になってしまうので、そこは3日間を確保すると、そういうことでよろしいんですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 今、伊藤委員よりお話のあったとおりでございます。最低3日間を確保して、あと長いときは4日間の稼業日となりますので、3日から4日の期間をしっかりと確保して、子供たちを迎え入れたいという趣旨でございます。

以上です。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。

今までが完全に4月5日始業式ですか、固定されていたということ自体がちょっと私は驚いたんですけども、もうちょっと柔軟にできないものかなと思います。当然、今回の改正は少し柔軟にするということなので、反対するわけではもちろんないんですけども、本当に年度始めで忙しいということはよく耳にするので、今回はこうであっても、さらに柔軟に何か対応できるような形ができないものか、検討いただけないかなと私自身は思います。意見です。

教育長職務代理者 何かそれに対してご意見ございますでしょうか。

学務課長、お願いします。

学務課長 今、中西委員よりご指摘ございましたけれども、やはり学校としましては、子供たちの安全安心を確保して、十分に準備をしっかりと整えて迎え入れたいなということを考えております。そのような形の意図で、今回柔軟な対応ということで一步踏み出しているところでございますが、基本的には学校教育法施行令第29条の中に規定されておまして、学期等につきましては、市の教育委員会のほうで定めるということが示されております。

基本的にはこの管理規則に沿って基準を定めてまいりたいと思いますが、できるだけ柔軟な形での対応ということで、今回のように規則改正をしておりますので、さらに研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

保護者の立場で、昭和39年のこの規則が決まっていて、逆に今まで、この土日が挟まって、たった2日の準備期間しかないのに、先生たちが大わらわになることや、学校の仕組みとして、新年度にならないとお伝えできないことがたくさんあると思います。働き方の多様になっている現状や、保護者の共働き世帯の増加によるフォローアップの難しさ、いろんな部分がある中で、先生たちが落ち着いてお迎えができる準備は、少子化だからこそ一人一人をととも丁寧に見ていかなきゃいけない現状の中で、必要な改正だなと思って読ませていただいていた。今までよく持ちこたえていただいたというところを、どんどん時代に合わせて、

中西委員がおっしゃったように、ニュートラルに、動きがあっても大丈夫なような仕組みづくりの部分だなと思って、この議案を読ませていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

1つ聞いてもよろしいですか。これを見て思ったんですけども、子供は小学校に上がる前と幼稚園のときというの、所属ってありますよね。いつまでが幼稚園で、いつからが小学校の児童として、何かこう責任を持つというか、その日にちのボーダーラインというのは、この始業式とは別にあるのかどうかというのを教えてください。

学務課長。

学務課長 学籍上で申しますと、基本的には前年度3月31日までが前の学年の所属ということになりまして、続けて4月1日から次の学年への所属というように学籍上はなっております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ちょっと知りたかったので、ありがとうございます。した。

ほかにございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第27号

教育長職務代理者 次に、議案第27号「「松戸市スポーツ推進計画」の策定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 おはようございます。よろしく申し上げます。

大変申し訳ありません。まず初めに、資料の差替えがございます。事前に送付させていただいておりました松戸市推進計画の案について、パブリックコメント終了後のものをお送りさせていただいておりますが、市長のコメント並びに写真の追加などがございまして、校正が完了した最新のものをお配りさせていただきます。

なお、計画案等について変更はございません。よろしく申し上げます。

それでは、議案第27号「松戸市スポーツ推進計画」の策定について」ご説明させていただきます。

計画の策定に当たりまして、令和4年7月20日から8月19日の期間にてパブリックコメントを実施いたしました。この中で市民から1件のご意見をいただきました。内容といたしましては、松戸市のスポーツ推進計画については大いに賛同であるといった内容であり、計画を進めてほしいとの内容でございました。

それでは、スポーツ推進計画の最終案につきまして、配付させていただきましたスポーツ推進計画の冊子に基づき、ご説明させていただきます。

初めに、第1章、計画の概要についてでございます。

資料2ページから6ページの本章では、計画案策定の考え方、計画策定の背景、本計画の位置づけ、計画期間及び本計画におけるスポーツとはといった本計画の概要について記載となっております。

次に、第2章、松戸市の現状と課題についてでございます。

資料8ページ、9ページに、スポーツを取り巻く市の動向として、松戸市の将来的な人口推計、上位計画となる松戸市総合計画における市のスポーツ推進に関する施策及び評価指標についての記載がございます。

資料10ページ、11ページでは、松戸市のスポーツ施設の状況として、市立の公立スポーツ施設の一覧を記載しております。

資料12ページから16ページでは、市民のスポーツ活動の実態でございます。本計画の策定に当たって、スポーツに関する活動やニーズを把握するため、市民の16歳以上の方及び市内位の小学生・中学生に対してスポーツに関するアンケート調査やヒアリングを実施した概要及び調査結果となっております。

調査の結果につきましては、資料13ページから16ページのとおりでございますが、主なも

のを挙げますと、市民の週1日以上スポーツ実施率は51.9%、子供の週1日以上スポーツ実施率は76.3%、30代のスポーツ実施率が5割未満、44.1%と、ほかの年代と比べ低くなっておりま

す。健康や体力の維持・増進のためにスポーツを行っている市民が74.9%と最も割合が多いということでございます。

仕事や家事・育児で忙しく、時間がないため、スポーツを行えていない市民が43.6%と最も多くなっております。

スポーツに無関心な層は、市民9.9%、子供11.5%となっております。

スポーツを実施した場所は、道路や公園などが62%と多くなっております。

以上、このような結果となっております。

調査結果を踏まえ、次の17ページから18ページに課題と対応の考え方を記載しております。これら課題①から④につきましては、この後の第3章、施策展開のところでご説明させていただきます。

次に、第3章、施策展開についてでございます。

20ページに、施策展開における基本理念及び数値目標についての記載がございます。数値目標につきましては、調査の結果、松戸市民のスポーツ実施率は現状51.9%となっており、過半数以上の市民が週に1日以上何らかのスポーツに取り組んでいる状況がうかがえますが、国のスポーツ実施率59.9%を下回る結果となっているため、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%とすることを目標とし、市民のスポーツ活動の活性化に向けた取組を推進していきます。

21ページから基本目標及び施策の体系ですが、基本目標、施策の体系につきましては、大きく4つの項目に分かれます。

基本目標1では、スポーツを楽しむきっかけの充実を掲げており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、市民の誰もがスポーツを楽しむきっかけをつくるとともに、スポーツをしたいと考えている市民に対しては気軽にスポーツを楽しむ機会を充実するなど、スポーツ施策を推進します。また、スポーツに無関心な層に対しては、見る・支えるスポーツを通して関心を喚起します。

基本目標2、身近なスポーツの場の整備と効果的な運用においては、施設の整備方針を明らかにし、障害者の有無にかかわらず、市民の誰もが身近に感じることのできるスポーツ施設の整備に取り組みます。また、スポーツ実施率が低い働き・子育て世帯がスポーツをしや

すい環境も充実してまいります。あわせて、気軽に参加できるスポーツイベントの開催を支援するなど、身近な場所でスポーツに触れる機会を充実していきます。さらに、より一層市民がスポーツに関する情報を得られるよう、効果的な発信に努めます。

基本目標3のスポーツをささえる人材・組織の育成と連携・協働では、スポーツ推進を担っていく人材の不足が懸念されているため、スポーツ関係団体・民間事業者等と連携・協働し、様々な面からスポーツを支える人材・組織の育成に取り組みます。また、そうした人材・組織を活用し、競技力向上の取組を推進するなど、人材・組織の活用を充実します。

基本目標4のスポーツを通じた連携・協働では、学校・家庭・地域における連携だけでなく、民間企業やスポーツ以外の分野との連携・協働を通して、スポーツ推進や地域振興を図ります。また、東京2020年大会に向けてこれまで様々な取組を行ってまいりましたが、そうした取組も東京22大会のレガシーとして活用し、松戸市のスポーツ振興やスポーツを通じた地域づくりにつなげてまいります。

最後に、第4章、計画の推進にあたってについてでございます。

本章では、38ページから39ページの計画の推進体制として、本計画の推進に当たっては、行政だけではなく、市民やスポーツクラブ、トップアスリートまで、様々な主体がお互いに連携・協力しながら取組を進めることによって、基本理念の実現を目指していくこと及び40ページの計画の進行管理についての内容となっております。

スポーツ推進計画最終案については以上でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今回のパブリックコメント実施後の最終案を本日の教育委員会で審議していただき、後に実施後の計画を広報まつど11月1日号へ掲載を行い、11月よりスポーツ推進計画の施行を行ってまいりたいと考えております。

推進計画案については以上でございますが、計画策定が行われた新たな計画の下、引き続き生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第27号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 2つばかりあるんですけども、よろしいでしょうか。

まず1つは、もちろんスポーツというのは非常に健康増進のためにすばらしいものなので

すけれども、ただ一方では、スポーツをすることによって、例えば事故があったり、外傷、例えばけがですよね。あるいは、場合によっては非常にドラスティックというか、一つの例としては、例えば野球なんかで球が胸に当たってしまって、いわゆる心臓震盪を起こしてしまって心停止をしてしまうようなとき、そういう場合、AED（「Automated External Defibrillator」の略語で、日本語では「自動体外式除細動器」）をすぐに使わないといけないという状況も出てくると思うんですけれども、そういったいわゆるリスクマネジメントというか、そういったことについての考え方というのは、どういうふうにもまず市のほうとしては捉えているのかということを知りたいと思います。

項目として、頭の中で少し羅列して考えると、1つは、例えば施設のことがあると思うんですよね。時々例として出てくるんですけれども、施設の中で物が突然落下してしまって、そのために外傷を受けて訴訟になっている例ありますね。そういったことも含めてリスクマネジメント、施設の話だとか、あるいは健康管理の話ですね。あるいは、場合によっては自然の環境の中で非常に状態が悪いときには、例えば雷が鳴っているときなんかはすぐにやめるとか、そういうふうなことも含めて、リスクマネジメントに関してどのように考えていらっしゃるのかということを知りたいと思います。それが1つです。

それから、もう2つ目は、スポーツの中で、これは様々な年代についてのスポーツがここには書かれているんですけれども、特に小学校や中学校のスポーツについては、私が常に話していることなんですけれども、スポーツをする場合、成長期であるということが非常に重要な観点です。つまり、例えば骨に関していえば、これから骨をつくっていく骨端線というのがあるんですけれども、そこで軟骨をどんどんつくっていくんですけれども、そういうこともあって、子供が骨折するときというのは、大人のように「ぼきっと」折れるんじゃなくて、若木骨折というちょっと弾力を持った形で折れてしまう場合があるわけです。逆に言うと、それだけ非常に繊細なんですよね。

だから、そういうふうなときに、下手に強い外力がかかると、よく言われる野球肘とか、そういったものが発生してきて、様々な障害を起こしてくるということがあるわけです。

ですから、そういう意味で、成長期の子供に対しての先生方のご指導の中に、そういった医学的な部分に含めて成長期であるという観点についての十分な配慮が私は必要ではないかというふうに思うんですけれども、こういったスポーツが様々な形で特に小学校、中学校の世代に対してしっかりとした形で広がっていくためには、そういうふうな観点が非常に重要

じゃないかと思うんです。そこら辺の成長、特に小中学校のスポーツについて、今言ったような成長ということを入りながら、無理な練習をさせないための様々な取組について、市のほうとしてはどのように考えているのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

3番目としてはやはり体罰に関連することです。小学校、中学校の場合に、血気盛んな先生の中には時々、非常に残念な例ですけれども、やはりあまりにもひどく体罰をすとか、そういった子供の人権を全く考えていないような対処の仕方、精神論でいくような形でいく場合もあると思うのね。そういうことも含めて、子供の人権というか、そういったことについても十分にやはり指導者たちにその部分と話していただかなければいけないと思うんですが、小中学校、特に成長期における子供たちに対するスポーツの在り方について、今私が話したような観点からどういうふうな取組を市のほうがしているのか、その点を聞かせていただければと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

3点お願いします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 3点。まず1点目、リスクマネジメントということでございますが、当然施設の安全管理等をしっかりやるというのは当然のことなんですけど、より皆様がスポーツ活動をよりよく行っていくためには、指導者も含めて様々な研修会とか、そういった形が必要だと思います。そこに、今先生が言われたように、医療の関係とか、そういった形の中で研修を行っていただいて、皆さんに周知をしていただいて、より安全にスポーツを楽しんでいただくような形をつくっていきたいなと思っております。

あと、スポーツの小中学校、中学校、2番目の成長期のということでございますが、これも今言ったのと同類な形になるかと思いますが、当然学校との連携が大事になってくると思いますので、そこについても組織の育成ということの観点から、そういった研修会等を開いて、協力しながら進めてまいりたいと思います。

あと体罰のほうは……。

教育長職務代理者 学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 学校教育の中での部活動の在り方等につきましては、松戸市教育委員会のほうで運動部活動ガイドライン、また文化部活動ガイドラインという部活動を実施するためのガイドラインを設定しております。その中には、1週間のうちに2日間は必ず休養日を設ける

ことだとか、あとは1週間の練習時間の目安として平日何時間、休日何時間等の指定を定めたガイドラインをつくっている。それを各学校に下ろしまして、各学校の実態に応じてまたその学校ごとの運動部活動、文化部活動のガイドラインの設定をしております。

ですので、昔は本当に精神論で土日もお休みがないとか、そういう時代もあったとは思いますが、今は必ず土曜日、日曜日、どちらかは必ず休むこと。また平日も1日は休養日をつけること等の時間の設定だとか、あと指導につきましても、選手ファーストの視点から部活動運営を行うような指導も教育委員会からしております。

先ほど和座先生からあったように、精神論ではなくて科学的見地から、効果的な部活動の指導また運営の仕方、その辺を部活動の顧問等の会議のときに研修の一環としてご指導をさせていただき、また学校訪問で回ったときも、部活動の状況等を中学校におきましては担当者が確認をしたりとか、ガイドラインの設定について、内容について確認をさせていただいている状況ではございます。

体罰はもちろん、部活動中だけではなくて教育活動全般で体罰は絶対にしてはいけないことですので、その辺の指導も学校訪問やまたは研修会等でさせていただいている状況でございます。

以上です。

スポーツ課長 すみません、ちょっとついでで。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 1番のリスクマネジメントというところでございますが、現在、何年かかけて1つずつの施設の改修工事を行ってきれいにして、もとより安全に、あとAEDとか、そういったようなものも設置もさせていただきながら、施設の整備も併せて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 例えば、先ほど和座委員がおっしゃったところで懸念されているものとしては、例えば施設の中でのAEDが必要とされるものが、スポーツを運営されているようなところにどのぐらいのパーセンテージでAEDが設置されているのかとか、あるいは成長期の健康管理について、今スポーツ課長が研修会等ということをおっしゃってくださったんですが、それがこの推進計画の中のどこに書かれていて、どのように実行されていくのかとか。もう1点はその後の体罰のところですね。

先ほど先生がおっしゃっていたのは、学校の部活だけの話ではないというふうに理解させ

ていただいたんですが、子供たち——子供に限りません、もちろん大人もですけども、人権意識とかそういうものを持って、スポーツ活動は団体になりますので、そういったものをどういうところで、例えば指導者に対する啓蒙であるとか、そういったものの研修会であるとか、あるいは何かペーパーのようなものとか、そういったものがどういうふうに行われているのかを懸念されているように思いますが、いかがでしょうか。

和座委員 ちょっとそれにプラスよろしいですか。

教育長職務代理者 どうぞ、和座委員。

和座委員 どうもいろいろとありがとうございます。

私も今、総論のお話をいただきました。それは非常にそのとおりで。ただ、やっぱりその総論の中で、今武田委員がおっしゃったように、実際にどういうふうに行われているのか。AEDがどの程度配置されて、実際にどの程度年間使われているのか。つまり、その実態のモニターですよ。そこがあまりはっきりしていないと思うんですね。

例えば体罰といってもいろんな体罰があるでしょう。今回、性的な部分についての、非常にデリケートで深刻な事例が出てきましたけれども、残念ながら、これはあくまで非常に特殊な例ということで片づけてしまうのではなくて、背後にやはりしっかりとした人権意識というものが教職員の中にないと、これはやっぱり根絶できない問題だと僕は思っているんですね。

そういうことも含めて、みんなである程度そういったことについて実際にどの程度行われていて、そしてモニターをして、実際にじゃこれをスポーツ推進計画の中で研修会を、先ほどありましたけれども、どういう形で実際にやっていくのか、もう少し何か見える形で話していただくと、僕としてはありがたいなと思います。

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いします。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

まず、全体の計画とその具体的な事業の位置づけについてお話しを申し上げます。先ほどのリスクマネジメント、施設面でいうと26ページに、身近なスポーツの場の整備と効果的な運用という中に、(1)の4行目ですかね、市民が身近な場所で安全に快適にスポーツに親しめるように施設を適切に維持管理をするということが、この計画期間内の基本的な方針として定められております。

そして、和座委員がおっしゃったように、この方針に基づいて各年の具体的な事業予算の執行ですとか、施設の修繕計画等が同様の方向性の中で進めております。具体的に、AED

が今どのぐらい設置されて、また足りない部分については、各年の事業予算、事業計画のご説明の際に、しっかりと計画の方針に基づいた形でご説明ができるという計画になっていると考えています。

ですので、リスクマネジメントの話も含めて、個別の事業予算、事業計画の中でご説明ができるような形で、細部についてはご説明をしていきたいなというふうに考えております。

それからもう一点、健康管理における人材育成の部分については、30ページのスポーツを支える人材・組織の育成と連携・協働というところで先ほどスポーツ課長申し上げましたが、特に（1）の指導者の育成・活用という中、それから①のスポーツをささえる人材の育成という中で、具体的には様々な健康管理ですとか、スポーツにおけるリスク管理の研修の内容が、AEDの研修会なんかも含めて実際には事業の中で取り込まれているものでございます。特に地域のスポーツ指導者等につきましては、熱中症の、国のガイドライン等の関係の理解ですとかいうことを個別に研修をやっていただいたりしている団体もございます。

そういったところで、具体的には市のほうで実施していくもの、あるいは地域のほうで実施していただくものが、こうした方針に基づいて実行されるような方向性をここに定めて、丁寧にご説明ができるようにしていきたいと思いますが、加えて、じゃAEDも補足でお願いします。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 AEDでございますが、スポーツ課が管理している施設は全てAED100%そろっております。しかしながら、運動公園等は広うございますので、各野球場、プールといった各競技場の場所に今回予算要求をさせていただいて、設置する予定でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

和座委員 ありがとうございます。

特に今30ページのスポーツ指導者の育成・活用のところで、人材の育成というところで、先ほど私申し上げましたような子供の人権、例えば人権宣言というのがあるわけですね。国連がやりました子供の人権条約とか、そういったことも含めて、しっかりとしたその部分の歴史的な背景なんかも勉強して、日本でこども家庭庁がもうそろそろできます。そういうふうな中で、子供に対しての人権のことについて、それは例えば体罰とか、それからあるいは虐待とか不登校だとか、様々ないろんな負の部分のところに、根っこの部分で一番大きな部分を占めているのが、そこの部分ではないかと思うんです。人権というか、子どもたちの基本的な人権ですね。そこら辺のところの部分の部分をしっかりと指導者の方たちにお話をして

いただきたい。

そして、例えば具体的にいうと、体罰に関して、松戸総合医療センターの小児科の小橋先生が、中心になっていろいろとやっている体罰に関しての研修会なんかも、ぜひこういったスポーツの指導者の先生たちに入っていて、先生方の頭の中に、その辺を埋め込んでいただければというふうに思います。

それから、あと成長期に関しての話、先ほど僕が言いましたけれども、その部分についての総論も、学校教育部長がおっしゃっていたように十分に分かっていただいているようですが、トップ層は。ただ、それが実際に本当に裾野にきちっと入っているのかどうか。そこら辺は、私は非常にまだやっぱり不安に思っているんですね。というのはなぜかという、我々医師会の中の整形外科医の中で、やはりいまだに膝だとか肘だとか様々なところに問題を持っている子供が、ある特定地域で非常に多いというふうな実態も実はあるんですね。

ですから、そういうことも含めて、やはり実際のところ、そういうふうなことも含めてしっかりと現場にそういった考え方が浸透するように、特にこのスポーツ指導者の育成の中にそういうふうな成長期に関してのしっかりとした考え方というか、それを私は教えていただきたいというふうなことを、本当はもう少しこの文章の中にそれを入れていただければありがたいと思うんですよね。人権とか、特に子供の成長期に関しての考え方、そういうものについての人材育成をするための観点までここに少し入れていただくと、非常に僕はいいいのかなというふうに思います。

話が少し飛んじゃうんですけども、この間、六実中学校に私、行きまして、様々な授業を見せていただいて非常によかったんですけども、その中にAEDの実習がありました。子供たちに対して、先生方一生懸命教えていただいている、あのとき聞いたところでは、学校でもちゃんとそういった教職員に対するAEDとかCPRとかということに対する教育は、年に1回は必ずしているというふうにお話があったんですけども、僕がそのときに提案したのは、PTAの方たちも含めて地域の人たちとの接点をいかにつくっていくかというのが、あるところで議論が出たんですけども、その中で、一つの題材としてAEDを使って、様々な人たちに、市民にもそういった使い方とかそういうことを知らせることも非常にいいんじゃないかというふうにお話ししたんですけども。

これがやっぱりスポーツを通してAEDというものがさらにもっともっと広がって行って、CPR（心肺蘇生法（**cardiopulmonary resuscitation; CPR**））をみんなができるような市になっていくことによって、シアトルというのは非常にその部分がしっかりとできていて、あ

そこでは突然死の方が救われる率が非常に高いんですね。日本では、多分20%から30%だと思います。心停止があつて、助かつて、社会復帰までいくのが。ところが、シアトルでは大体40から50%と言われているんですね。なぜそこまで高いかという、それだけ市民に対しての非常に重厚な講習があるからなんですね。だから、そういうことも含めて、このスポーツを通してそういったリスクマネジメントをすることによって、さらにそういった裾野が広がっていく。それは僕はすばらしいことじゃないかと思うので、ぜひそこら辺も観点として頭の中に入れていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにございますか。

中西委員。

中西委員 スポーツ推進計画が、よく読むとスポーツ、学校の部活のことに関連する部分も入ってはいるんですけども、どうしても生涯スポーツと学校スポーツというか、そこを何かこう分けて書いてしまうというか、分けて考えてしまうというのが今までの流れだと思うんですね。

そういう意味で、この推進計画にじゃ学校はどうなんだろうというところは、なかなか組み込まれていないんじゃないかなというふうに思っています、次の計画でというともう2030年度になってしまうので、なかなか難しいことではあるかと思うんですけども、じゃ、その学校のスポーツに関して、この種のアンケートありますけれども、本格的に調査してまとめたものがあるんだろうかということが1つお聞きしたい点で、例えば13ページに子供の週1日以上スポーツ実施率というのが出ていまして、これは体育とか部活とか入っているものなのかなと思って参考資料の46ページあたりを見ると、体育の学習や休み時間、学校行事以外でという聞き方をされていると。

なら、この13ページのところにそういう断り入れたほうがいいんじゃないかなとも思ったんですが、だけれども、ここの聞き方は部活のことは聞かれていないですよ。体育の学習や休み時間、学校行事以外ということなので。じゃ部活はこのアンケートでどうなっているんだろうとか、いろいろそういう疑問も出てきて、部活の地域移行というのはそう簡単ではないということは十分分かってはいるんですけども、ただ、その実態をどれだけ把握しているのか。

これ午後の総合教育会議とも関連すると思うんですが、実態をどれだけ把握されている

のかということに関して、このアンケートの取り方を見ると、どれぐらいやっていますかという、どれぐらいスポーツ見えていますかとか、聞かれてはいるんですけども、じゃ部活なんかはどうなんだろうとか、いろいろ思うことが多くて、実際これ部活に入っていないとすれば、46ページのこの下の円グラフですけども、体育でもなく学校行事でもなく、ほぼ毎日やっているというのは、これ部活なんですかねと思ったりもしまして、何かこう、丁寧な情報の把握がちゃんとされているのかなというのをちょっと疑問に思ったので、その辺のところをお伺いできるでしょうか。

教育長職務代理者 まずこの推進計画が学校の部活等を含むものなのか、含まないものとしてやっているのかと。

中西委員 そこですよ、まずね。

教育長職務代理者 そこですよ。そこをお答えいただいて、それ以降の中西委員の疑問について答えていただくという形でお願いします。

生涯学習部長、お願いします。

生涯学習部長 まず調査のほうですが、46ページは子供向けの調査でございまして、小学校6校、中学校5校の児童生徒に対して調査をかけたものです。

結論から申し上げますと、46ページの問いのデータは部活動は含まれているものと考えています。ただ、表現といたしましてはこのように学校行事、体育の学習以外でということで、特に部活動をというような表現はされておきませんが、調査結果を見てもそのように捉えられていると考えております。

計画の全体的な考え方でございますが、まずは生涯学習といたしまして、当然その中に全ての家庭教育、学校教育等も含まれているものではあるというふうに考えております。個別の具体的な、今中西委員が、あるいは武田代理がおっしゃったような、部活動についての具体的な記載というのはここにはございませんが、当然個別の学校教育ですとか、そういったものの方針と一緒に進めていく計画だと考えてございます。

ただ、個別具体的にここに詳細が記載されている部分が、具体的にあるかということ、関連する部分もあるという記載です。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 部活が含まれる数字だとすると、本来ならこのほぼ毎日というのは何でやっているのかということのをさらに聞いていないと、今の時代、部活なのか、あるいは学校外のスポーツ活動でこれを経験しているのか、そのあたりのことを把握すべき時代じゃないかなという

ふうに思うんですけれども、このアンケートを企画された時点がいつだったか、ちょっといつなのか分かりませんが、もう少し丁寧に聞かないということと、それからやっぱり生涯学習、生涯スポーツの根っこになるのがやっぱり学校での経験だと思いますので、そういうところの関連性がもう少しうまく表現されるようなものにならないかなというふうにお願いしたいと思うんですけれどもね。

生涯学習部長 よろしいでしょうか。

教育長職務代理人 どうぞ。

生涯学習部長 今中西委員おっしゃったように、これを切り口に、さらに具体的な事業ですとか政策を進めていく際に、より現状を把握する把握調査ですとか、そういったものは必要になってくる部分があるかと思えます。今いただいた視点というか観点等を参考にさせていただきます。

教育長職務代理人 スポーツ課長。

スポーツ課長 中西先生が言われるアンケートについては、ちょっと至らぬところがあるかもしれませんが、ページの34ページに、学校との連携ということで、学校におけるスポーツとの関わりということで、児童生徒が生涯にわたって健康で生き生きと生活するためのということで、最も重要だということで明記させていただきながら、部活の指導者等の活用とか教員の負担軽減という形で学校とも連携していきたいと思っております。

以上でございます。

中西委員 いろいろご検討いただきたいところはあるなと思えますが、ここはこのあたりにしておきます。

教育長職務代理人 ほかによろしいですか。

山形委員。

山形委員 山形です。

中西委員のところから少しお話しすると、アンケートについても、小学生と中学生が一緒のアンケートというのも、また考え方も次のアンケートを取るときに検討していただくとありがたいです。部活動も文化部もありますし、内容にも多岐にわたるものがあると思いますので、その分析や、何のためにやるのかというところの部分を中心とすると、子供のアンケートの取り方とかもまた見えてくるものがあるのかなと思いました。

私のほうは、3点ほど意見で、1点目は、パブリックコメントは多くの他の出来事においても少ない傾向です。先日も国の緊急避妊薬OTC化の会議をユーチューブで見っていました

が、パブリックコメントは少ないんです。せっかくつくるものでしたら、ぜひパブリックコメントが一件でも多く、これだけアンケートを市民の方にも1,000人以上取って、子供たちにも取って、スポーツの連携している施設等にもヒアリングもしていってほしいと思いますので、そういうヒアリングを済んだ方たちにも、こんな形でできたけれども、ほかにご意見ありませんかと、案内できればと考えます。コメントについて平等にするものかもしれませんが、あってもよかったのではないかと考えます。

私ももし気がついていれば、コメントしたかったです。パブリックコメントは全体を通してのことなので、スポーツ課がどうこうというわけではないですが、こういうたびに教育委員会はきっとこれからもたくさんコメントを抽出していくと思いますので、ぜひそういうところの発信を強めていっていただけたらなと思います。

2点目が健康マイレージとのつながりが、どこかはっきり分かるところがないかなと思いつながりを探しておりました。1の生涯学習や、ライフサイクル、ライフステージ、ライフスタイルに合ったスポーツ活動の支援とかがそうなのかなと思いますが、連携するのは松戸市というところになったりするので、この大きな表題のところでは出てくるものではないかもしれませんが、市民としては、教育委員会がやっても、松戸市の健康福祉のほうもやっても、スポーツにはスポーツという同じ見え方がしてくる中でのつながりとか、そういう部分がもう少し表現でここに何かあるかなと思いました。

実践的なことになると思うので、今後活動していく中で健康マイレージのつながりがあるから、アンケートの中で70代の方が結構スポーツされているデータがあったのは、もしかしたらマイレージに参加しているのかななんていうところを思ったりしました。その部分を現場レベルというか実践レベルになるとは思いますが、どんどん活用が広がって、連携が広がるといいなと思いました。

最後に、これもアンケートの中からもとても強く感じるものとして、15ページです。仕事や家事・育児で忙しく時間がないがほとんどだというのが、スポーツをやってほしい人たちのニーズはこれで、ここが解消されるような具体的な施策がないといけないのかなと思いました。

特に30代の母親世代だとしたら、子育てひろばにはお母さまたちはいらっやっています。例えばそういうところに、実践的なものにはなりますけれども、時間を設けたエクササイズの時間を取るだとか、こういうような啓発をするだとか、本当にニーズが見えているならば、そのニーズにきちんと合ったものを提示できるようなものがはっきりしていくといいと、こ

の全体像を見ながら思っていました。

特に、松戸は東京のベッドタウンという形で、通勤時間が長くて共働きでたくたで、自分たちがスポーツをして健康になろうというビジョンが持てない、時間につくれない、そのぐらい余裕がないからこそ、もっと簡単に、簡素につながれて、気楽に楽しめるものなんかが、機会というところ、次は機会がなかったということなので、機会として増えていくといいと思っておりました。

全体、意見・感想というようなところになります。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

生涯学習部長。

生涯学習部長 すみません、ご意見ということで、1点だけちょっと健康マイレージとほかの施策にも関連いたしますので、5ページをご覧いただければと思いますが、スポーツ推進計画は、我々のほうの一応所掌している政策を包含的にやるものでございまして、一方で健康増進等につきましては、健康松戸21という健康福祉部のほうで策定しているマスタープランがございます。先ほどおっしゃっていただいた、当然関連をする事業・施策についても、ここで連携を図って推進していくという考え方で、個別の事業がどちらかにあったり、こちらにあったりということは当然ございますが、そういった中で、市の全体の政策、計画として、そこは整合したり連携をしたりというふうに考えてございますので、念のためお伝えをしておきます。

山形委員 ありがとうございます。お願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 この計画を見て最初に思ったのは、何がその基準になっているのかなということでした。スポーツ実施率とありますが、スポーツって一体何だということ、人によっていろいろ違うと思うんですけども、6ページにスポーツの定義みたいなものが書いてあって、競技、サッカーとか野球とか、そういう競技だけじゃなくて、体を動かすことを意識して行う散歩でもいいし、ラジオ体操みたいな体操、あとレクリエーションなども含まれますとなっています。そうであれば、このスポーツ実施率で、スポーツを1週間にどれだけやっていますかというアンケートを求められたときに、人によって私はやっていますと、あるいはやっていませんというのはかなり答えが違うんじゃないかなと。

同じことをやっても、人によっては、いや私はこれはスポーツだと思っていないのでやっていませんという人もいれば、いや、もうこれはやっぱりスポーツですねということでイエスと答える人がいると思います。だからこのスポーツ実施率に大きなウエートをかけて、いや多いとか少ないとかというような、高くなったので、よかったとかいうのは、ちょっと何か少し疑問に思います。

特に、例えば若い人が通勤するのはスポーツだと思う人もいれば人によっては、いやスポーツじゃないですよということで、自分はスポーツだという認識を持っていないので、こういう質問をされたらノーだと答えると思います。だから、そこをもう少し丁寧にアンケートを取るときにきちっと聞かないと、ああ、じゃこれイエスと答えていいんだなというふうにもう少し何かこう親切に聞かないと、ちょっと駄目なのかなと。スポーツ実施率というのを一つの基準にしなきゃいけないのであれば、そういうことでもう少し丁寧に質問をして、答えを求めるような形にさせていただければなというふうに思います。

それから次に、ここで今回目標値を20ページにあるように65%にするということで、その一つの数値目標を上げることは、いいと思うんですが、ただ65%がどういう数字なのかというのは私もちょっと分かりませんので、基準としてはどうなのかなと思っています。

それで、その中身をもう少し詳しく見てみると、先ほどから議論あるように、この計画が一体どういう人たちをターゲットにしているのかというところをもう少し明確にさせていただければなというふうに思います。特にスポーツ実施率で議論をすれば、ここに書いてあるように70歳代はもう81.3%なんですよ。だから、70歳以上の人に対して何も手を打たなくても80%以上あるわけです。あと60歳代でも69.9%、あと10歳代も80.5%と、高いんですよ。

しかし、低いのが20代の45.1%、あと30歳代が44.1%。ですから、これははるかに我々の目標値からは低いので、こういう20歳代、30歳代の人たちのそういうスポーツ実施率を高めるための、よりもっとピンポイントにした何か施策をやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そういう人たちには通勤とかもスポーツに入っていますから、そういうときにイエスと答えてくださいと言えば上がるかもしれないですね。しかしそれは本来の目的ではないのであれば、何かもっとはっきりとしたスポーツに取り組んでもらうため、20歳代、30歳代の人たちをどういうふうにスポーツに取り組めるようにするのかということにもう少しターゲットを絞って、ピンポイントにやっていただければなというふうに思います。

ただそういう人たちは日頃通勤していますので、激しいスポーツはしたくない。例えばじ

やジョギングぐらいならいいなということであれば、いいジョギング環境を市の中に設ける。ここの中にもありましたけれども、スポーツを実施した場所は道路とか公園が多いわけですね。ですから、そういう道路とか公園でやるスポーツといたら、何も激しいスポーツはできない。せいぜい恐らくジョギングか何か、子供たちと何か遊ぶ程度のことなので、そういうことをもっとやりやすいように、公園の中にそういう施設を造る、あるいは道路にもそういうジョギングのコースを設けるとか、何かそういったやり方がいいのかなと。

それからあと、そういう人たちは何かそういう有名なスポーツ選手が来れば、それにじゃちょっと家族で行ってみようかとかすると思いますので、ここにもありますように、そういうプロのスポーツ選手との交流とか、そういうものをもっと頻繁にやるようなことも一つの案としていいのかなとは思いますが。とにかくそういうターゲットをもう少し絞って、何か具体的な策を取っていただくと、全体として松戸のスポーツ実施率も上がっていくんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 お答えします。

まず、本計画のスポーツということの観点から、野球とかサッカーなどの一定のルールの下に協議ということで、こちらのほうは、あくまでも数字的には国のスポーツの基本計画の中で策定したものでございます。ただ、伊藤先生が言われるように、歩いて散歩とか、そういうのがスポーツに含まれるのか、含まれないというのは大変アンケートの中で難しい課題ではございますが、今後そういった面も含めて検討してまいりたいと思います。

それとあと、スポーツというのは、散歩も確かにスポーツの中に入る入らないは議論がございしますが、あくまでもスポーツを楽しむことによってコミュニケーションを図ったり、そういった場がスポーツの競技の一つなのかなというのも思われますので、一概にこれがスポーツだという定義はなかなか難しいんですが、あくまでもそういった観点からスポーツ計画、基本計画にのっとって出させていただいたものでございます。

それとあと、ページの24ページになります。こちらが2番目にご質問された各種いろいろなアンケートでスポーツをやっていない方が若い方が多いということの中で、各種事業の開催、またあと小さい頃からのスポーツ体験の推進、そうすれば、大人になってもまだ続けられるかなというような話の中の推進。あと働く世代、親子で楽しむスポーツのイベント、う

ちでやっているのは特に七草マラソンとかそういうのがございますが、そういったものの機会も増やしながら、やっていきたいと思っております。

あと、成人のスポーツの機会の確保ということですか、お年寄りが85%以上あるということですが、残りの20%はまだ健康を含めてやっていない方もいらっしゃるものですので、お年寄りの高齢者の方でも親しむような機会の創出をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 スポーツというのは、確かになかなか定義が難しいと思うんですが、例えばスポーツをすることによって、何か人とのコミュニケーションを図るとか、そういったところまでつけ加えると、なかなか難しいのかなと。例えば、独りでジョギングをする、あるいは体操をするというのは、必ずしも人とコミュニケーションを図るわけじゃないので、それは自分の体を見ながら、要するに体を動かして健康を維持する。だから、さらにそれに加えて人とのコミュニケーションができればいいですけども、必ずしもそこまで求めると、なかなかスポーツ実施率というのは上がっていかないのかなというのが私の考えです。

それから、今おっしゃったように、70歳代でも80%で、まだ残り20%いるじゃないかと、そういう人たちを引っ張り出そうというようなことかもしれませんけれども、70歳を超えると、スポーツをできない人もいるわけですよ。そういう人たちを無理に引っ張り出して、かえって何か健康を害するようなことをやるものもおかしいことなので、100%を目指すわけじゃないですから。だから、20歳代、30歳代の低い人たちの割合をもっと高める、65%にするのが目標ですから、とにかくもう、70歳代、60歳代の人たちについては、僕は今までどおりでいいんじゃないかなというふうに、これは個人的ですけども、そういうふうに思っています。

だから、とにかくもっと若い世代、だから子供たちと一緒に何かをやるとか、そういう機会をもっと設けるとか、あるいは、有名なスポーツ選手の何か話が聞けるとか、何かできるとかというようなそういう魅力的な、何かそういう催しを企画して、そういう若い世代の人たちを引っ張り出す。それが最も大事じゃないかなというふうに思っています。

意見ですけども、以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

和座委員。

和座委員 伊藤委員に関連してなんですけれども、例えば70代、80代の人たちというのは、骨粗鬆症とかそういったことでロコモティブシンドローム、いわゆる運動器の障害というかな、いわゆる骨だとか筋肉だとか関節とか、そういったところの問題で、非常に介護を要するような状況になるということがあるわけなんですけれども、それを防ぐためには、一般的にじゃどういうスポーツ、スポーツというか体の使い方をしているかというのと、丁寧に聞くと、例えばストレッチだとか、ラジオ体操とか、非常に体の筋肉をこういうふうにして動かしながらやっていくわけであって、例えばサッカーをしますとか、そういうふうなことではないわけです。

だから、子供たちの場合は、多分そういったことは準備体操としてあるかもしれませんが、多くの場合、例えば実際に野球だとかサッカーだとかそういうことで、場合によってはいろいろなそういったスポーツをすることによって体を鍛えながら、しかも指導者の方たちからいろんな、あるいは子供たち、仲間から様々な刺激を受けて、コミュニケーションだとか人生観とか、そういうものを変えていくというふうな部分はあると思うんですね。

ですから、そういうふうに、年代によって、スポーツといってもいろいろと違うと思うんですね。だから、そこら辺のところをアンケートの中でもう少し丁寧に聞いてあげることが重要じゃないかなと思うんですね。

だから、スポーツは何%ですと言っても、そんなのはなかなか年代によってスポーツのイメージも違うし内容も違うので、もう少しそういったところを丁寧に聞いてあげることによって、もう少しそれぞれの世代のニーズというのが浮かび上がってくるんじゃないかなというふうに思いますので、多分その部分をもう少し工夫していただくといいんじゃないかなと思います。

ここの中で、ちょっと僕、もう一つポイントとして挙げたいことは、子供の中で、子供のスポーツというのは、先ほど僕、成長のことをちょっと話しましたけれども、やっぱり子供というのは非常に感性が豊かです。僕は時々学校に行って、ちょっと授業をしてくるんですけども、非常に吸収力がいいんですね。

例えば、チームプレーを重んじるようなバスケットだとかサッカーの場合、友達同士との関係の中でリーダーシップとか、チームメートの中で自分がどういう役割を全体として果たすことが有効なのかを学んでいくのだと思います。よくアスリートが言いますけれども、僕自身は頑張るんだけど、それは何のためにやるかというのと、チームのためにやるんだとい

うふうに言いますよね。だから、そういうふうな考え方というのは、社会に出ても非常に有効な考え方だと思います。

例えば大谷翔平さんがいまだに言うのは、やっぱり高校時代の師匠からいろいろと言われたことが自分の人生観を非常に変えた。その中に、非常に謙虚な、こつこつした、礼儀正しさとか、誠実さというものを勉強したというふうなことがよく言われている。それはまた、大リーガーとしても全米で非常に尊敬を受けているわけですよね。

そういうふうなところも含めて、やっぱり子供たちのスポーツの中には、多分体を動かすだけじゃなくて、そういった精神的な人生観みたいなものに対しての大きな影響力というものが様々な形で及んでいると思うんですね。そこら辺もできればこの子供たちの調査の中に入れていただいて、もう少し、どんなことをやったのか、どういうふうなことを、自分はコミュニケーションの中でこういうことを感じたということも聞いていただくといいかなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。じゃ、私からちょっとよろしいでしょうか。

アンケートの中で、独りという回答が非常に多く半数近かったというのがやっぱり着目点だと思ったんですね。年代別の中でも、忙しいからとかいろんなご理由があったと思うんですが、割とこの計画全体を見ていると、どこかに人を引き出して何かを、皆さんとコミュニケーション取ってというような理想的な感じが望ましいように見えるんですが、意外と独りでしかできないし、やりたくないという方に対する推進コンテンツみたいなものを増やしていったり、創造していったりという部分が少ないように感じました。アンケートが反映している施策というのは、これはあくまで推進計画なので、これから細かな施策というものができてくる中で、委員の皆様のご意見にもありましたけれども、アンケートをきちんとした形で取ると、何をするのが有効なのかというのが見えてきて、より具体的な形になるのかなと思います。

私などは、独り、すごくよく分かるなと思うし、毎日やるかやらないかと言われればやらないけれども、時々やるみたいなところに、いかに時々を時々からもうちょっと頻繁に引き上げていくかというような施策を考えることのほうが、健康増進という意味においては有効的なのかなというふうに思いました。いろいろ妄想することはいっぱいあるんですけども、それは、もしこれが施策案でもしご意見をというようなことがあったときに、またしゃべりたいなというふうに思います。

それと、市の中での位置づけというところで、これは教育委員会のスポーツ課が出す推進計画ですよね、これは。

生涯学習部長 いえ、松戸市としての。

教育長職務代理者 松戸市としてのですか。

生涯学習部長 はい、スポーツ計画でございます。

教育長職務代理者 そうですか。だとすると、ちょっと認識が違っちゃったかなと思って、すみません。世の中の流れとして、この後の総合教育会議にも出てくる、中西委員もおっしゃっていましたが、結局、部活動をどうしていくかみたいな話というのは、世の中の今トレンドになっているので、それに対して今現在でもないわけではないのだけれども、より積極的な関わりを持とうと考えたときには、どうしてもこの学校と外部との関わりというところを強化していかなければいけない。強化というよりは、こちら側が知っていかないと、一般の方にどういう形でお支えしていただけるのかとか、どういう形で有効的な関わりが学区、学区ごとに出来るのか、どんな連携できるような団体様がいらっしゃるのかなど、何ていうか、目配りと把握ということが、いの一番大事なところで。

それが、ひいては和座委員がおっしゃっていたような啓蒙の、研修を開いたときにそこまでリスクは負えないよと断られることももちろんあるし、だけれども、逆に理解していただくこともあると思う。非常に丁寧に進めていかないと、じゃ指導者に誰かといっても恐らく誰も手を挙げないというのが現状だと思いますので、より丁寧な形で何か指導することの楽しさみたいなものまで計画の中に盛り込んでいただけたら、そういった人材が発掘できるのかなと理想的に想像しました。よろしくお願いします。意見です。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

教育長、お願いします。

教育長 たくさん、多くのご意見ありがとうございました。

スポーツ、これづくり始めたのがもう4年前なので、そのときの考えがベースになっていますから、今いただいたたくさんのご意見に当然追いついていないというのは、そのところはご理解いただきながら、それともう一つは、基本となる計画なので、細かいことはそれぞれの今いただいたいろんなご意見の視点というのは、やっぱり入っていく。施策をつくる上で入っていくとそれが必要になるという部分が、今たくさんいただいて本当に助かるんですけども、取りあえず基本となるこの推進計画ということで、今日ご理解をいただけれ

ばというふうに思います。

ただ、例えば松戸市の体育協会がスポーツ協会に名前変わったんですけれども、やっぱりスポーツという言葉になると、そこをどう理解するかというのが本当に難しいんですよね。課長からもコミュニケーションの話が出たのは、やっぱりスポーツ庁はそういう意味合いをかなり強く出している。ですから、何だろう、例えば私も毎日歩数計っていますけれども、このところ、あれこれあって車で移動することがすごく増えて、歩数のがくっと減っているんですよ。仕事としては忙しくてすごく疲れているのに歩数は全然増えなくて、不健康になっているのかなと思いながらやっているんですけれども。それを、じゃスポーツの考え方から、するかと考えると、ん、とやっぱり思いますよね。

だから、すごくそのスポーツという言葉の概念をどういうふうに捉えていくのかというのが難しいんですけれども、でも、今回の計画にしても、そこはもっと明確に、今後いろんな施策を実施する上で明確にしながらやっぱり進めなければいけないんだなということは改めて感じましたので、そういったことも含めて、これから一つ一つ、ここからいろんな実施計画が出てきますので、その際にまたよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

教育長職務代理者 いろいろなご意見いただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、議案第27号を採決いたします。

議案第27号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

ここでちょっと換気をさせていただきたいと思います。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議を再開させていただきます。

その他に移ります。

事務局より何か報告はございますでしょうか。

社会教育課長、お願ひします。

社会教育課長 おはようございます。

社会教育課より3点の行事案内をお話しさせていただきます。2点ほど私からご説明いた

します。

1点目は、今年度が第2回となるまつど音楽フェスティバルでございます。11月12日土曜日、森のホール21、21世紀の森と広場、松戸市立博物館を会場として開催いたします。昨年初めて開催となったイベントです。昨年度に引き続き、全国規模で活躍する中高生をはじめ、市内アマチュア団体やプロ演奏家などによる様々な音楽が一日で体験できるイベントとなっております。

今回の特色といたしましては、より多くの方に音楽に直接触れる機会を提供することを多く設けております。前回好評だったワークショップの開催を拡充し、音楽未経験の方にも気軽に音楽に触れ、聞くだけでなく、見る、触る、感じるという体験することを通じて音楽の裾野を広げ、音楽の街まつどの魅力がさらに向上することを期待しております。

なお、本日は資料としてリーフレットをお配りいたしました。内容につきましては現在最終調整を行っておりますので、後日正式なものをお配りしたいと思っております。掲載内容が変更になることもございますので、ご了承くださいませ。

続きまして、第74回松戸市文化祭のご案内です。10月14日金曜日から11月23日水曜日までの期間に市内各公共施設で開催いたします。松戸市文化祭は、令和2年度、3年度とコロナ禍により中止を余儀なくされておりましたが、今年度、各文化団体と協議の上、完全に中止してしまうのではなく、可能な範囲で日々の活動の成果を発表する場を設けたいとの意向を受け、3年ぶりに開催することになったものでございます。

11月3日の文化の日を中心に、文化ホールでの書道・写真・生け花の展示など、市民会館、市民劇場等での舞踊や演奏などの催しをはじめ、同期間内に各市民センターでも地域で活動する文化団体による展示催しが開催されます。

長年松戸市で活動を続ける文化団体による日々の活動の集大成として、また文化が香るまち“まつど”を象徴するイベントとして、今後も継続した開催を目指して取り組んでいきたいと考えております。詳細な日程や会場につきましては、お配りしたパンフレットに記載されておりますので、併せてご覧ください。

なお、当日の委員の皆様への視察につきましては、本日ご案内をお持ちしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からは以上2点でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

社会教育課施設担当室長 続きまして、社会教育課施設担当室より1点、催事の開催につきまして説明させていただきます。

松戸市民会館では、例年、市民の皆様宇宙や科学の楽しさを知る機会をを図ることを目的に、小中学生を中心としまして、名誉市民、松戸市天空スーパーアドバイザー兼松戸市民会館名誉館長であります山崎直子宇宙飛行士による講演会を開催しております。

この天文教室は平成25年度から実施しまして、今回で11回目となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での講演会は3年ぶりの開催となります。詳しくはお手元のチラシをご覧ください。

日時につきましては、令和4年11月3日木曜日、祝日の2時から3時半で、場所が松戸市民会館301会議室。今回のテーマは「宇宙へ行こう！～有人宇宙開発の今昔～」と題して講演を行っていただきます。

申込みにつきましては、事前申込みで、市のホームページから申込みをしていただき、応募多数の場合は抽選となります。なお、冒頭お話ししましたが、対象者は市内小中学生及び18歳以下の方となっております。

また、市民皆様へのご案内は広報まつど10月15日号及び市ホームページにてお知らせするほか、市内公立小中学校図書館、支所など公共施設へチラシを配布いたしております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様からはございますでしょうか。

中西委員。

中西委員 学校訪問についてこれまでは、これ委員の皆さんに配付されたと思うんですけど。

教育長職務代理者 来ていない。

中西委員 学校訪問はいつも配付されるのに何でかなと、口頭で会議で直前に言われたのでよくわからないのですが、六実中学校と幸谷小学校、9月21と22日にお邪魔したので、簡単に報告させていただきます。

教育委員として、どういう視点で学校訪問して、その学校を見ればいいのかなどというのをいろいろ考えてきたのですが、昨年、教員研修で情報活用能力に関する事で講師をさせていただいたことと、それから今年になって言語活用科の授業というのを拝見したので、そう

いう視点から2つの学校でどうなのかなということを中心に拝見しようというふうに思って臨みました。

六実中で注目したのは、1年生の国語で新聞に投書をしようという単元があって、そこで根拠を明確にして意見文を書こうという内容で、グループでお互い書いたものを批評し合うという、そんな時間があったんですけども、こういうものって大学生でもなかなか難しいんですけども、褒めることはしやすいんですが、批判的に見るというか、根拠を持ってと言われるとなかなか難しいことではあるんですけども、その点質問しましたら、クリティカルシンキングというのは意識しているけれども、まだまだこれからですというようなご説明だったので、ただ、言語活用科の目標の一つではないかと思imasるので、中学校1年生の段階でどうかという、その学校の段階の問題もあるとは思いますが、より充実させていただきたいなというふうに思いました。

幸谷小学校では、4年生の総合的な学習の時間で、見詰めよう私たちの千葉県、何々市の紹介新聞をつくらうということで、地元の千葉のことを調べる、調べてそれを新聞にするという単元で、当然のことながら、タブレットを使って子供たちがそれを調べていたわけですけども、例えば何々市の人口一つ取っても、その情報というのはどこから得られたものなのか、いつの時点での情報なのかということ、やっぱりもうこの時期に指導しなきゃいけないんじゃないかなと思ったんですが、その他、1回の時間だけなので、それより前に先生は指導されていたのかもしれませんが、その点ちょっと気になりました。

あるいは、もう一つは、5年生の学活でタブレットを使うことの便利さや危険性を考えようという、そういう内容の時間があったんですけども、なかなかこれも5年生でそういうものを便利だ、危険だということ判断するのは難しいんだろうなということ、子供によると思うんですけども、付箋貼っていくKJ法でやっているのを見たら、何でもできるとか、何でも調べられるというような付箋とか、あるいはとにかく危険と書いた付箋とか、そういうのがあって、なかなかこの辺もそう、よしあしだけで判断しているところいうふうになってしまうのかなというふうに、もちろん個々の先生方のやり方がどうこうというよりも、こういう情報活用の視点で拝見すると、こんなところが気になりましたという、そういうご報告です。

あと最後に一言書いてあるんですが、やっぱり先生、教員のわいせつ事案というのが複数起きたということで、どういう対応策があるのかというのはなかなか難しいことではあると思うんですが、法律ができてもしっかり目立ってしまうということですので、

重く受け止めてしっかり対応策を考えていただきたいなということを一言最後につけ加えてあります。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか委員さんから。

和座委員。

和座委員 私も、今度、古ヶ崎小学校も行くので、それ2つ併せてまたお話ししたいと思うんですけれども、先ほど先生が、中西委員がおっしゃった六実の話で、私も一緒に行ったのでちょっと簡単にお話しします。

今、中西委員がおっしゃったようないわゆる性的な部分についての話については、私も非常に残念だという話をして、ここでも何回も言っているように、やっぱり人権というか、そういうこと、子供の人権ということについての基本的な認識というものが非常に重要だろうと。特異な例でこれを考えるわけではなくて、一般的によく言われることなんですけれども、やっぱり教師と子供というか、上下の関係が非常にしっかりとした環境で、しかも密室になりやすいこういった学校の中というのは、このような性的暴力を受けやすい環境であるとの認識は、極めて重要であると思います。実は非常にこれは衝撃的なんですけれども、小児のいわゆる性愛障害というのがあるんですが、こういう病気を持った人たちが、比較的そういうふうな特殊な環境があるからこそ、教師という職業を選ぶという傾向があるという論文もあるんですね。何度も言いますが、決して学校のことが例外ではなくて、実はそういったところが非常に発生しやすい場所だという認識も皆さんたち持っていただく必要が僕はあると思うんですけれども、そういうふうなことも含めて、人権のしっかりとした認識を持っていただきたいということを、僕そのときにお話ししました。

それから、先ほどちょっとAEDに関してお話ししましたが、あれもやはりPTAを含めて、今回PTAの方たちを含めた形でいろいろと今回の事件に関して校長先生いろいろと取組をなさって、その中でPTAの会長さんと非常にうまいコミュニケーション取れたのが今回よかったというお話をしていたので、そういうふうな中で、このAEDも一つのネタとして使うことができるんじゃないかと。さらに、PTAの方たちにもこういったものをさらに広げていく必要があるんじゃないかという話をさせていただきました。

それから、あともう一つは、私自身は今回初めてだったんです。本当、申し訳なかったんですけれども、今まで。それで、非常に衝撃的だったのは、やっぱり僕の年代では、結構教

壇に先生が立って子供たちに教えるという、上から下へ、生徒皆が肅々とノートを取っているという、そういうイメージだったんですね。ところが、今回ディベート形式があったり、それから升の数字についての規則性をみんなで話してディスカッションするとか、非常にみんなでこう、お互い生徒同士でディスカッションするような、そういった、それをまとめ上げるみたいな、そういったところが非常に多かったので、そういう考えさせて、みんなで一緒にいろいろと考えるという、そういう教育方針の流れなんだなというのを実感させていただきました。

一方で、現在のペーパー中心で、知識中心にやっている教師から生徒への一方向のベクトルの教育現場の試験制度というものが、こういうふうなディベートだとか、生徒・教師のディスカッションだとか、そういった双方向のベクトルでの創造力・コミュニケーション力を、ある程度しっかりした形で評価できるような入試制度に改革・進化するならば、多分もっと現場が、この方向性で活性化するんじゃないかなというお話をさせていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 ほかは大丈夫ですか。

また学校訪問続いておりますので、ご報告等、気づかれたこと、教えていただけるとありがたいと感じます。よろしく願いいたします。

事務局からはほかに何か、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 本日予定していた議題は以上となります。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和4年11月16日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 よろしいですか。

ご異議がないようですので、次回令和4年11月定例教育委員会会議は、令和4年11月16日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前 11時 30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員